

平成29年4月28日

生徒の皆さん
保護者の皆様

京都府立鴨沂高等学校
校長 藤井 直
生徒 指導 部

「ゴールデンウィーク」における事故防止等について

4月下旬から5月上旬にかけては休日が多く、季節的な開放感から遠出をする機会も増え、事件・事故災害の多発、光化学スモッグや食中毒の発生が心配される時期であることから、下記事項に十分注意し、自他の生命を尊重するとともに、事故の防止に努めてください。

記

1 交通事故防止について

- (1) 交通法規（道路交通法、京都府道路交通規則）を遵守する。
- (2) 「自他の生命を尊重すること」という観点からバイク『4ない運動プラス1』を守ること。特に「バイクを運転しない」「バイクに乗せてもらわない」こと。
- (3) 『自転車安全利用五則』を遵守する。
 - ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ② 車道は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・ 二人乗り、並進の禁止
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
 - ⑤ 子どもはヘルメットを着用
- (4) 自転車で走行する際は、交通ルール・走行マナーをよく守り、事故に遭わないように注意し、特に二人乗り、傘さしや携帯電話・スマートフォン、イヤホンを使用しながらの走行、スピードの出し過ぎ、無灯火走行、信号無視はしない。
- (5) 近年、道路交通法の一部改正により、自転車の交通ルールを無視した走行に対する指導や罰則が強化されている。ルールを守り、安全運転を心がける。
- (6) 事故に遭った際には、必ず相手の確認と家族や学校、警察へ連絡をする。

2 野外活動等における事故防止について

- (1) ハイキング・サイクリング・登山・キャンプ等においては、安全な計画と行動に努めること。また、水辺での活動については、水難事故に十分注意し行動するとともに、川、池、海等の水辺に潜在する危険があることを認識し、局部的豪雨に伴う急激な増水による水難事故に遭わないよう細心の注意を払う。
- (2) 万一、事件・事故が発生した場合は、110番通報をするか近くの大人に助けを求めるとともに、学校へ連絡する。
- (3) 生徒たちだけで外出する際は、行き先や帰宅時間を伝え、人目に付きにくい場所へは出入りしない。
- (4) 外出先での災害を想定し、避難経路や避難場所を確認するなどその対応を考え、自らの安全を確保できるようにする。
- (5) 気象情報等を有効に活用するとともに、光化学スモッグ発生時の対応（屋内に避難する、風向きに注意して窓を閉めるなど）や熱中症の予防（こまめに水分を補給するなど）を心がける。
- (6) 野外活動で食事をする場合には、衛生に気を付け、食品の安全管理にも十分注意するとともに、火気の取扱い・後始末に細心の注意を払う。

(裏面に続く)

3 規則正しい生活について

- (1) 生活のリズムを守り、自主的・計画的な学習中心の生活を送る。
- (2) 暴飲・暴食や睡眠不足に気をつけ、健康的な生活を送る。
- (3) いかなる場合でもいじめや暴力行為は許されない。人権尊重の立場にたって良識ある行動をとる。
- (4) 不健全娯楽施設等への出入りや『夜遊び』をしない。
- (5) 飲酒・喫煙等法律や生徒規程に反する行為は絶対にしない。飲酒・喫煙については、同席の場合でも生徒指導の対象となり、厳しい指導をする。
- (6) 大麻、シンナー・脱法ハーブ等の吸引や万引き・窃盗などの非行に走らない。また、暴走行為等に加わったり、援助交際や違法薬物等の誘いに絶対に乗らない。
- (7) 深夜の外出や無断外泊はしない。(午後11時から午前4時までの深夜徘徊は、警察による補導の対象となる。)
- (8) 家庭内の事故防止及び食中毒予防など安全な生活の実践のため、保護者の監督としつけを徹底する。

4 インターネット及びSNSトラブルの未然防止について

- (1) 携帯端末普及による交友関係や行動範囲の広域化に伴うトラブルが社会問題となっている。特に、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)等を介した誹謗中傷や個人情報流出及びプライバシーの侵害等、情報モラルとマナーに注意し行動する。
- (2) 情報を主体的に取捨選択して活用する力を養うとともに、情報モラルを身につけるように努める。併せて、家庭においてインターネット利用全般に関するメリットとリスクを正しく認識し、不審なメールが届いた場合は、絶対に添付ファイル等を開封しないようにするなど有害情報対策を立てておく。
- (3) 携帯電話やスマートフォンの利用の在り方について、特に、ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)やコミュニティサイトの利用も含め、トラブルやいじめ、性犯罪被害に発展することがないように適切に対応する。
- (4) 外出先において無断で写真撮影をされる場合や他人の撮影した画像や動画に写り込んでしまうことがあるので、何か不審に思われることがあった場合は、警察に相談する。

5 部・クラブ活動について

- (1) 顧問(教員)の指導に従って、計画的に実施する。
- (2) 土・日曜日や祝日に活動する場合は、顧問(教員)の付き添いが必要となるので、部員だけで勝手に活動しないこと。また、「学校施設使用願」又は「校外活動届」を事前(原則、活動の3日前まで)に校長へ提出しておく。
- (3) 対外試合など校外活動の際には、言動や身だしなみ等にも気を配り、「制服着こなしガイド」のとおり身だしなみを整えて制服を着用し、「鴨沂高校生としての自覚」をもって行動する。

【学校警察連携制度について】

学校と警察署とが生徒の非行防止や安全確保のため、情報の共有が必要と認めらる事案については、生徒の個人情報も含めて相互に連絡をとりあい、生徒の健全育成及び非行防止並びに犯罪防止に努めています。
この制度は、望ましい指導を行うために連携をはかるものであり、このことにより該当生徒が学校において不利益な処分等を被ることはありません。

ゴールデンウィーク明けは、連休の開放感から4月当初の緊張感が薄れ、生活のリズムが崩れたり、頭髪加工・ピアス着用等身だしなみの乱れとなってあらわれやすい時期でもあります。

本校では、「生徒規程」で頭髪加工やアクセサリ着用等を禁止しています。特に、頭髪加工(染髪等)に関しては再登校指導を実施し、装身具・化粧・カラーコンタクト着用禁止等「身だしなみ」に対する指導にも力を入れています。

各家庭におかれましても御理解と御協力をお願いします。